

奈良学園大学学則

〔 制 定 昭和 59 年 4 月 1 日
改 定 令和 6 年 1 月 22 日 〕

第 1 章 総則

(大学の目的)

第 1 条 奈良学園大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に広く一般教養を授けるとともに、社会で必要な実務能力を備え、自らの目標を達成するための実践力を有する人材を育成するために必要な教育・学術研究の遂行によって、社会の発展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の点検及び評価の体制、実施方法等については、別に定める。

(情報提供)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。

(在学年数)

第 5 条 学生は、8 年を超えて在学することはできない。なお、編入学、転入学又は再入学の場合にあっては、学長が定める必要とすべき年数の 2 倍に相当する年数とする。

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年は、次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで
後期 9 月 16 日から 翌年 3 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、夏期、冬期及び春期休業の期間は、年度毎に定める学年暦によるものとする。

日曜日

国民の祝日にに関する法律に規定する休日

本学創立記念日 11 月 1 日

夏期休業

冬期休業

春期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を変更し、もしくは臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を設けることができる。

(授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下らないものとする。

第3章 学部学科等の組織

(学部・学科、学生定員、学部・学科の目的)

第10条 本学におく学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻		入学定員	収容定員
人間教育学部	人間教育学科	人間教育学専攻	120人	150人	600人
人間教育学部	人間教育学科	中等(数学・音楽)専攻	30人		
保健医療学部	看護学科			80人	320人
保健医療学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40人	80人	320人
保健医療学部	リハビリテーション学科	作業療法学専攻	40人		
計				310人	1,240人

2 学部・学科の目的は、次のとおりとする。

- (1) 人間教育学部は、「社会の中で一人の人間」として生き抜く力となる豊かな「人間力」を基盤とする、柔軟な「教育力」と高度な「実践力」を備えた「教育者」(広く社会の教育活動にかかわる人材)の養成を目的とする。
- (2) 保健医療学部は、幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力などをそなえ、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた質の高い保健医療職者の育成を目的とする。

(大学院)

第10条の2 本学に大学院をおく。

2 大学院に関し、必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第11条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し、必要な事項は、別に定める。

(各センター)

第12条 本学に学生支援センター、キャリアセンター及び社会・国際連携センターをおく。

2 前項のセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第13条 各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。

2 教育課程の履修上の区分として、コース及び専攻を置くことができる。なお、コース及び専攻について別に定める。

3 教育課程は、各学部学科履修規程の定めるところによる。

4 授業科目及び単位数は、別表第1に定める。

第14条 各学部学科は、履修に関する規程により、必修及び選択科目の単位数を定める。

2 前項の規定の制定及び改定は、教授会の議を経て学長の承認を必要とする。

(教職に関する履修)

第15条 教育職員免許状を得るための資格を得たい者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目を履修し必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

(1) 人間教育学部 人間教育学科 人間教育学専攻

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状（国語）

高等学校教諭一種免許状（国語）

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

(2) 人間教育学部 人間教育学科 中等(数学・音楽)専攻

中学校教諭一種免許状（数学）

中学校教諭一種免許状（音楽）

高等学校教諭一種免許状（数学）

高等学校教諭一種免許状（音楽）

3 児童福祉法第18条の6に基づく保育士資格を得たい者は、人間教育学部人間教育学科において児童福祉法及び同施行規則に定める授業科目を履修し必要な単位を修得しなければならない。

4 保育士資格に関する授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業形態)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。また、前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の基準)

第17条 授業科目の単位数は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(他学部等の授業科目の履修)

第18条 学生は、他の学部、学科等の授業科目を別に定めるところにより履修することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で認定する。

2 第46条により留学した大学において修得した単位については、前項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定する。

3 外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位について、教育上有益と認めるときは、前2項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第1項、第2項及び第3項と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとして認定することができる。なお、科目等履修生として修得した単位を含むことができるものとする。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行なった短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項による単位は、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第1項、第2項及び第3項並びに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修の制限)

第22条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第16条第2項及び第3項の授業の方法により修得する単位は、60単位を超えないものとする。

第5章 単位取得及び試験

(単位取得)

第23条 各授業科目を履修した者には、試験のうえ単位を与える。ただし第17条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(試験等の時期)

第24条 試験等の時期は、原則として学期末とする。また臨時に試験を行うことがある。

(追試験、再試験)

第25条 疾病その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。なお、試験等に合格しなかつた者については、再試験を行うことができる。

2 追試験、再試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価)

第26条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

2 成績評価基準に関する事項は、別に定める。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第27条 本学に4年以上在学し、所定の教育課程に従つて授業科目を履修し、学部・学科の所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学士の称号)

第28条 前条による卒業者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位には、次の区分に従い専攻分野を付記する。

人間教育学部 人間教育学科

教育学

保健医療学部 看護学科

看護学

リハビリテーション学科理学療法学専攻

理学療法学

リハビリテーション学科作業療法学専攻

作業療法学

第7章 教職員組織

(教職員)

第29条 本学に、学長、副学長、学部長、館長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員をおく。

2 本学に、センター長、学長補佐、学科長、特別客員教授、客員教員及び臨床教員をおくことができる。

3 学長は、必要に応じ役職を与えた職員をおくことができる。

(学長・副学長)

第30条 学長は、本学を代表し、校務を掌り、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(評議会)

第31条 本学に、評議会をおく。

2 評議会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 学科長

(5) 図書館長

(6) 学生支援センター長

(7) キャリアセンター長

(8) 社会・国際連携センター長

(9) 各学部選出の教授それぞれ2名

(10) 事務局長

(11) 事務局次長

3 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じ教職員等を構成員に加えることができる。

4 評議会は、大学に関する重要事項を審議する機関とする。

5 学長は、評議会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、副学長が、学長・副学長ともに事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

6 評議会に関する規則は別に定める。

(教授会)

第32条 各学部に、教授会をおく。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業、賞罰等に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、学部所属の教授をもって構成する。

5 前項の規定にかかわらず、学部長は、学部所属の専任教員を構成員に加えることができる。

6 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。

7 教授会に関する規則は、別に定める。

(委員会等)

第33条 本学に、必要な委員会をおく。

2 委員会等に関する規程は、別に定める。

第8章 入学、退学、休学等

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第35条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、本学の実施する入学者選考試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において選考の上、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

(入学志願)

第36条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第37条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学に関する手続き)

第38条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け取った者は、指定の期間内に指定の入学金その他の学納金及び指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第39条 入学を許可された者は、本学の指定する期間に保証人1名を定め、届け出なければならぬ。

2 保証人は、その学生の在学中は、本人にかかる一切の事件につき、連帯の責任を負わなければならぬ。保証人が転籍、転居等をしたときは、その旨直ちに届け出なければならない。

3 保証人が死亡したとき又はその資格を失ったときは、あらたに保証人を定めて、直ちに届け出なければならない。

4 保証人は、原則として成年の親族とする。

(編入学及び転入学)

第40条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し別に定める所要単位を修得した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(4) 高等学校等の専攻科（就業年限2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了又は修了見込みの者

2 前項の規定による許可にかかる手続きその他必要な事項は、学長が定める。

（転学部及び転学科）

第41条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志望する学生があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。なお、同一学部同一学科の他の専攻への転専攻についても同様とする。

2 前項の規定による許可にかかる手続きその他必要な事項は、学長が定める。

（退学）

第42条 退学しようとする者は、その理由を記載し、保証人連署の上、学長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

（休学）

第43条 疾病その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

第44条 休学の期間は、1年又は半年とし、通算して4年を超えることができない。

2 休学した期間は、第5条の在学年数には算入しない。

（復学）

第45条 休学期間満了のとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（留学）

第46条 学生は、在学中に学長が本人の教育上有益と認め承認した場合に限り、本学の認定する国内外の大学に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条に定める修業年限及び第5条の在学年数に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

（除籍）

第47条 次の各号にいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条に規定する在学年数を超えると認められる者

(2) 第44条に規定する休学期間を超えると認められる者

(3) 死亡又は3ヶ月以上所在不明の者

(4) 履修科目登録をせず、連絡のない者

(5) 授業料の納付を怠り、督促を受けても納入しない者

(6) 懲戒により退学処分となった者

（再入学）

第48条 退学者及び前条第4号又は第5号により除籍された者が、保証人連署の上、再入学を願い出た場合は、教授会の議を経て学長がそれを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納の授業料等納付金を完納しなければならない。

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第49条 本学の授業科目中1科目若しくは複数科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、学長は、科目等履修生とすることができます。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の授業科目中1科目若しくは複数科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、学長は、聴講生とすることができます。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第51条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志望する者があるときは、学長は、当該他の大学との協議に基づき、本学の科目等履修生に準じて許可することができる。

(研究生)

第52条 本学において、特殊の専門事項について研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、選考の上、学長は、研究生とすることができます。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、学部において選考の上、学長は、外国人留学生とすることができます。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生、聴講生、研究生等に関する規程の準用)

第54条 科目等履修生、聴講生、研究生等に対しては、特に定めがない限り、この学則の学生に関する規定を準用する。

第10章 授業料等納付金、入学金及び入学検定料

(授業料等の金額)

第55条 本学の授業料等納付金は、別表第2のとおりとする。なお、授業料等の減免については、別に定める。

2 入学金及び入学検定料は、別表第2のとおりとする。ただし、入学試験の方式により減免することができるものとする。

(授業料等納付金の納入方法及び時期)

第56条 授業料等納付金等の納入方法及び時期については、別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第57条 学生が退学し、もしくは除籍された場合にあっても、当該期の授業料等を納入しなければならない。ただし、第47条第4号及び第5号の理由により除籍された者は、この限りでない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第58条 休学した者については、休学した期間の授業料等を免除又は減額することができる。ただし、学期の中途において休学した者は、原則当該期の授業料等を納入しなければならない。

2 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を月割計算した額を復学した月の末日までに納入しなければならない。

(その他の費用)

第59条 授業料等納付金、入学金のほか実験実習費その他の教育に必要な費用を納入させることがある。

2 前項に定める納入金の種類及び納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料等納付金の不還付)

第60条 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(学費の延納等)

第61条 正当な事由により学費を延納又は分納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て許可を得なければならない。

第11章 賞罰

(表彰)

第62条 学業、操行ともに優秀な者又は特殊の善行があつて他の模範となる者に対しては、学長は評議会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第63条 本学の規則等に違反し又は本学の学生として本分に反する行為があつたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがない者
- (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、粗暴の言動のある者

第12章 雜則

(学則の改廃)

第64条 本学則の改廃は、評議会及び学長の承認を得て、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第2項の改正規定は、平成元年度入学者に係る入学検定から適用する。

3 平成元年度入学者で、この学則による改正前の校費の全部又は一部を既に納入した者は、この学則による教育充実費の全部又は一部を納入したものとみなす。

附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。ただし、第29条第1項に係る改正規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成10年度まで次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
法学部	法学科	300人

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成10年度まで次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	300人
	経営学科	300人

附 則

この学則は、平成3年5月1日から施行する。ただし、第29条第1項に係る改正規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年9月2日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成11年度まで次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	
		平成4年度から10年度まで	平成11年度
経済学部	経済学科	350人	350人
	経営学科	350人	350人
法学部	法学科	400人	300人

附 則

この学則は、平成4年5月1日から施行する。ただし、第29条第1項に係る改正規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度以降の入学者に対し適用する。

附 則

この学則は、平成6年1日から施行する。ただし、第29条第1項に係る改正規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項に係る改正規定は、平成8

年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項に係る改正規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成11年度まで次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	
		平成4年度から10年度まで	平成11年度
経済学部	経済学科	400人	400人
	経営学科	400人	400人
法学部	法学科	400人	300人

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成11年度は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	
		平成11年度	
経済学部	経済学科	400人	
経営学部	経営学科	400人	
法学部	法学科	400人	

- 3 第2条の規定にかかわらず、経済学部経営学科は当該学科の学生が在学する間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成11年度から平成16年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経済学部	経済学科	383人	366人	349人	332人	315人
経営学部	経営学科	383人	366人	349人	332人	315人
法学部	法学科	380人	360人	340人	320人	300人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する入学定員は、平成14年度から平成16年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
-----	-----	------

経済学部	経済学科	315人
経営学部	経営学科	315人
法学部	法学科	300人

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年11月11日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度より学生募集を停止している情報学部及びビジネス学部は、第10条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学部に在籍する学生が在籍しなくなるまでの間、存続し、従前の大学名称を適用する。
- 3 平成25年度以前に入学した学生については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第10条に規定する収容定員は、平成30年度から平成33年度の間、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	H30	H31	H32	H33
人間教育学部	人間教育学科	人間教育学専攻	480人	480人	480人	480人
人間教育学部	人間教育学科	中等(数学・音楽)専攻	30人	60人	90人	120人
計			510人	540人	570人	600人

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和5年10月23日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第55条第2項の規定にかかわらず、令和6年度までの入学者については従前のとおりとする。